

2号事業（中山間地域等直接支払交付金）

制度について

現在、天塩町で取り組んでいる中山間地域等直接支払は、社会的条件の不利な地域振興五法の指定を受けた地域を対象に、荒廃農地の増加等により多面的機能が低下されている中山間地域等において、農業生産の維持を図りながら多面的機能を確保するという観点から交付金を交付しています。

活動期間及び組織については、平成27年度～令和元年度までを第4期対策として、下記の2つの集落協定にて活動していきます。

各集落協定について

令和元年度分

項目	詳細内容	
組織名	天塩町集落協定	天塩町畜産集落協定
代表者	加藤 久雄	工藤 敏明
協定期間	平成27年度～令和元年度	平成27年度～令和元年度
協定参加者	102戸 (個人98戸、法人3法人 その他1団体)	8戸 (個人5戸、法人3法人)
協定農用地面積	62,371,304㎡	13,414,392㎡
交付金額	93,556,956円	20,121,588円
国・道	70,167,717円	15,091,191円
町費	23,389,239円	5,030,397円
交付金使途		
共同取組活動	51,788,597円	8,048,638円
農業者へ個人配分	41,768,359円	12,072,950円

農業生産活動として取組むべき事項

- ・適正な農業生産活動による耕作放棄の防止を図る。
- ・排水路・農道の適切な管理。
- ・暗渠排水工事による生産力向上。等

農業生産活動等の体制整備として取組むべき事項

・草地整備、排水路、農道等の補修・改良が必要となる位置を図示し、補修・改良を行うことにより農用地の適切な保全管理を行う。

地域の実情に即した農業生産活動等の継続に向けた活動

- ・牛舎消毒による防疫強化。
- ・新規就農者、農業実習生の確保。
- ・飼槽、クーラー室等の防疫対策。等

その他

- ・会議開催、研修会への参加等。

これらの取組により、条件不利地での荒廃農地の発生抑止をはじめ、生産性・作業性の向上、農村環境改善、担い手の確保、酪農体験学習の開催、健康管理への取組など広範囲にてその効果を発揮しております。